

社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が行う慶弔について必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金種類)

第2条 本会が行う慶弔は、祝い金、見舞金及び弔慰金等とする。

(慶弔の基準)

第3条 前条に規定する慶弔の基準は、別表のとおりとする。ただし、2以上の事項に該当するときは支給額の高額のものとし、また会長が特に必要があると認めるときは、増額又は減額して行うことができる。

2 前項に規定する場合のほか、本会が行う慶弔について会長が特に必要があると認めるときは、その都度会長が定めて行うことができる。

附 則

この規程は、平成17年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年8月3日に改正し、同日より施行する。

別表

慶弔の種類	内 容	支 給 額
1 祝い金等	市内等の施設等の竣工式、記念式、各種団体等の行事及びこれに類する場合	会長が必要と認める額
2 見舞金	福祉団体及びボランティアを代表する者など、本会に特に関係の深いものが負傷又は疾病により入院治療又は重傷病となった場合において、見舞いを行う場合	会長が必要と認める額
3 弔慰金等	次に掲げる者が死亡した場合において、本会が弔意を行う場合	
	理事・監事・評議員	本人：生花・弔電・香典1万円 配偶者等：弔電・香典5千円
	民生委員児童委員	本人：弔電・香典5千円
	職員	本人：生花・弔電・香典1万円 配偶者等：弔電・香典5千円
	本会の福祉サービス利用者	弔電

備考

第3号中「配偶者等」とは、理事・監事・評議員については、配偶者(内縁関係を含む)、父母及び二親等内の同居の親族、職員については、一親等、兄弟姉妹及び二親等内の同居の親族のことをいう。